

平成 28 年度環境配慮契約法基本方針等の検討方針等（案）

—平成 28 年度第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会掲出資料—

1. 基本方針等の見直しの考え方

（1）本年度の見直しに当たっての考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集等について

契約類型の追加、見直し等の参考とするため、去る 5 月 23 日から 6 月 17 日まで、民間事業者等を対象に広く環境配慮契約の契約類型に係る提案募集を行ったところ、電気の供給を受ける契約に係る 1 件の提案があった（提案概要については後述 4 参照）。

（3）検討の進め方

昨年度までと同様に、環境配慮契約法基本方針及び基本方針解説資料（以下「基本方針等」という。）について検討することを目的とした学識経験者による環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等を踏まえ、基本方針等の改定、運用方法の改善等について検討を行うものとする。

また、検討会の下に、電気の供給を受ける契約に係る学識経験者、関連団体・事業者等が参画する電力専門委員会（座長：山地委員）を設置し、基本方針等に関する追

加・見直し、又は課題解決方策等に関する検討を行い、検討会にとりまとめ結果を報告することとする（電気の供給を受ける契約に係る検討については後述 2（1）参照）。

なお、検討に当たっては、上記（2）の提案募集結果や従前の検討経緯等を踏まえることとし、基本方針等の改定や運用に当たっては、必要に応じ、各府省庁等の調達担当者等の意見等を聴取することとする。

2. 環境配慮契約の実施状況等の調査

基本方針に定められた 6 つの契約類型について、国及び独立行政法人等における平成 27 年度における環境配慮契約の締結実績等の取組状況の把握・整理を行い、その結果の分析及び課題抽出等を実施する。また、契約実績調査による評価と課題について契約類型ごとにとりまとめ、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の一層の推進を図るものとする。

なお、地方公共団体については、今後実施する予定の地方公共団体に対するアンケート調査結果を踏まえ、平成 25 年度の専門委員会においてとりまとめられた地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進方策¹について、着実に実施することとする。

3. 基本方針等の改定検討

2015 年 11 月 30 日からフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減の新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択された。我が国においては、COP21 に先立ち「日本の約束草案」を平成 27 年 7 月 17 日に決定し、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比▲26.0%（2005 年度比▲25.4%）の水準とする削減目標を掲げている。さらに、この目標の達成に向けて、本年 5 月 13 日に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画及び政府実行計画²が閣議決定されたところであり、まさに本年は、2030 年度の目標達成に向けた取組が本格的に開始される年にあたるものである。

こうした状況から、本年度は、環境配慮契約法においても、政府実行計画の効果的な推進に資するため、可能な限り、温室効果ガス排出削減に寄与するとともに、地球温暖化対策計画及び政府実行計画に示された対策・施策等を踏まえ、必要となる基本方針等の改定を含め、適切に対応を図るものとする。

¹ 平成 25 年度の地方公共団体普及促進専門委員会において、①環境配慮契約の全般的な認知度・理解度の向上のための支援や契約類型ごとの普及促進支援、②取組進展のインセンティブに関する情報提供や先進的な団体や事例の PR 等の情報提供による取組の促進、③各地方公共団体に対してアンケート調査結果の効果的なフィードバックの実施等が提案・とりまとめられている。

² 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）

(1) 電気の供給を受ける契約に係る検討

本年度は、電気の供給を受ける契約に関連する情勢の変化等を踏まえ、昨年度第3回検討会において了承されたとおり、電気の供給を受ける契約について、電力専門委員会を設置し、重点的な検討を実施するものとする。

なお、電力専門委員会における検討内容等については、**資料4**を参照。

① 低炭素な電気の購入

政府実行計画においては、2030年度の温室効果ガス排出量を政府全体で2013年度比40%削減することを目標（中間目標として2020年度までに10%削減）として掲げるとともに、「第四の2の(4)小売電気事業者との契約」において「庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る」こととされているところである。このため、環境配慮契約による低炭素な電気の購入の方策とともに、今後の電気の供給を受ける契約の方向性に関する検討が必要と考えられる。

② 電力小売全面自由化に伴う検討

基本方針解説資料において、これまでは、旧一般電気事業者の供給区域ごとに裾切り基準を検討の上、設定することが前提であったが、本年4月より実施された電力の小売全面自由化に伴い、小売電気事業者は全需要家に自由に電気を供給可能となることから、従来の「供給区域」という考え方が希薄となる可能性がある。このため、従来の供給区域ごとに裾切りを設定する考え方の妥当性とともに、裾切りに使用する要素（必須項目、加点項目）等について検討が必要と考えられる。

また、小売電気事業者の市場への参入増加が見込まれるため、公正な競争及び安定供給の確保を前提に、経済性に留意しつつ、温室効果ガス排出削減を図る観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電気事業者と契約を締結するため、入札参加資格を付与するための要件や評価方法について整理・検討が必要と考えられる。

(2) 基本方針等の見直しに係る検討

前述2の環境配慮契約の実施状況、発注側である国及び独立行政法人等に対する環境配慮契約の追加・見直し等に関する調査、地方公共団体に対するアンケート調査等を参考とし、基本方針等の見直しに係る検討を行うものとする。

- 国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の契約締結実績の調査と併せて契約類型の追加・見直し、運用等に関する提案・意見・要望等の調査
- 今後実施する予定の地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査において地方公共団体における先進的な環境配慮契約、環境配慮契約に関する意見・要望等の調査

また、基本方針解説資料については、環境配慮契約の契約類型ごとの運用方法等に

係る国及び独立行政法人等からの意見・要望、後述4の環境配慮契約に係る提案募集の検討結果等を踏まえ、必要な改定・見直し等を実施するものとする。

現段階において、基本方針等の見直し等に係る検討を実施する契約類型及びその内容は、以下のとおりである。

① 自動車の購入等に係る契約

自動車の購入等に係る契約のうち、購入に係る契約については、極めて高い割合で環境配慮契約（総合評価落札方式）による調達が実施されているところである。

一方、賃貸借に係る契約については、購入に比べると実施割合が低い状況にあることから、環境配慮契約が未実施である理由を確実に把握するとともに、今後の環境配慮契約の推進に向け、普及啓発・情報提供を図るための基礎資料とする。

さらに、政府実行計画において、次世代型自動車の率先導入³が掲げられていることから、環境配慮契約法における次世代自動車の購入等における総合評価落札方式の適用等に係る考え方の整理・検討が必要と考えられる。

② 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約、建築物の設計に関する契約

政府実行計画においては、建築物の建築等に当たって「環境配慮契約法の基本方針に則り、設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した規格の提案などの採用を進める」こととされており、環境配慮型プロポーザル方式の実施が求められている。また、2030年度における40%削減の目標達成に向けて、建築物の建築、管理等に当たっての配慮として、建築物における省エネルギー対策の徹底、温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択、温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入、冷暖房の適正な温度管理、再生可能エネルギー等の有効利用、太陽光発電の導入、水の有効利用等の庁舎等の施設に関連する対策を率先して実施することとされている。

このため、庁舎等の建築物における温室効果ガス排出削減に寄与する観点から、基本方針等に示されたESCO事業に係る契約の普及方策の実施、建築物の設計に関する契約の一層の推進を図るとともに、必要に応じ、新たな契約類型に係る検討も視野に、庁舎等の施設における省エネルギー・低炭素化に向けた取組に関する国内外における情報収集（諸外国における率先的取組等）を実施するものとする。

③ 産業廃棄物の処理に係る契約

平成25年度より新たな契約類型として追加された産業廃棄物の処理に係る契約

³ 「政府の公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、ほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020年度を中間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努めるものとする」こととされている。

の本格的な環境配慮契約の実施及びその契約締結実績の把握は平成 26 年度実績からとなっている。平成 27 年度の契約締結実績調査においては、平成 26 年度における契約締結実績を踏まえ、これまでの産業廃棄物の処理に係る契約において採用している裾切り方式の実施状況に加え、契約内容（単発／継続）、優良産廃処理業者認定制度の認定業者の参入状況、環境マネジメントシステムの認証内容等を把握するとともに、平成 27 年度の実績集計結果及びその分析結果を踏まえ、制度の運用に当たって、改善・見直しの必要性を検討するための基礎資料とすることとしている。

また、併せて環境配慮契約の効果を把握するための指標・方法等について引き続き検討を実施するものとする。

4. 環境配慮契約に係る提案概要について

前述 1（2）のとおり、環境配慮契約法に係る契約類型の追加、見直し等の参考とするため、5月23日から6月17日まで提案募集を実施したところ、以下の1件の提案があった。提案概要は、以下のとおりである。

電気の供給を受ける契約における地域別の裾切り基準設定に関する提案

○電気の供給を受ける契約において、地域間の電源構成に違いがあること、電力小売全面自由化直後の過渡期であることなどから、引き続き地域別に裾切り基準を設定する現行の運用を維持すべき

地域別の裾切り基準の設定の是非、運用のあり方等については、前述のとおり、電力小売全面自由化に伴う論点の一つと考えられることから、本提案は、電力専門委員会において検討を行い、結論を得ることとする。なお、検討結果については、第2回検討会において報告する予定である。

5. 環境配慮契約の推進に関する事項

（1）環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析
- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算、中期的な環境負荷低減効果の見通しに関する検討

（2）環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進
 - 平成 25 年度の専門委員会においてとりまとめられた地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進方策の着実な実施
 - 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把

握及び課題抽出、導入促進方策の検討

- 環境配慮契約に係る情報発信等（都道府県・政令市会議の開催、地方公共団体における環境配慮契約の取組状況の開示、優良・先進事例の発信）
- 環境配慮契約法基本方針に係るブロック説明会の開催等
 - 環境配慮契約に係る情報発信等（説明会、各種会議体の活用等）
- 海外における国の率先取組事例に係る情報収集
 - 環境に配慮した電力の購入に関する取組等
 - ESCO 事業を含む建築物の省エネルギー・低炭素化に関する取組等